

# 平成30年度 宅地建物取引士 講習テキスト

## 正誤表

(公財) 不動産流通推進センター

### 1. 目次 第3章 第1節 4 各種事項の解説 テキストP. 5～6

|      |   |
|------|---|
| 訂正箇所 | <u>(7) 既存建物状況調査等 (法第35条第1項第6号の2)</u><br><u>(P. 272)</u> を追加 (以降、番号繰り下げ) |
|      | <u>(8) 代金等以外に授受される金銭・・・275</u>  |
|      | <u>(9) 契約の解除・・・276</u>  |
|      | <u>(10) 損害賠償額の予定等・・・276</u>   |
|      | <u>(11) 手付金等の保全措置の概要・・・277</u>  |
|      | <u>(12) 支払金・預り金の保全・・・278</u>  |
|      | <u>(13) ローンのおっせん・・・278</u>  |
|      | <u>(14) 瑕疵担保責任の履行に関する措置の概要・・・279</u>                                    |
|      | <u>(15) その他省令で定める事項・・・281</u>   |
|      | <u>(16) 割賦販売の場合の条件・・・286</u>  |
|      | <u>(17) 宅建業者が信託受益権の売主となる場合の説明義務・・・287</u>                               |

### 2. 第1部 第1編 第3章 法令上の制限調査等の不備が原因とされる紛争事例 テキストP. 46

|      |                   |
|------|-------------------|
| 訂正箇所 | 1 紛争の内容 本文の上から2行目 |
| 誤    | 宅建業者 <u>X</u>     |
| 正    | 宅建業者 <u>A</u>     |

### 3. 第2部 第1編 第3章 宅地建物取引士の事務 テキストP. 286

|   |                        |
|---|------------------------|
| 誤 | <u>(15) 割賦販売の場合の条件</u> |
| 正 | <u>(16) 割賦販売の場合の条件</u> |

### 4. 第2部 第1編 第3章 宅地建物取引士の事務 テキストP. 287

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 誤 | <u>(16) 宅建業者が信託受益権の売主となる場合の説明義務</u> |
| 正 | <u>(17) 宅建業者が信託受益権の売主となる場合の説明義務</u> |

5. 第2部 第2編 第1章 媒介契約 テキストP. 353

|   |  |
|---|--|
| 誤 | 3 建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した<br>書面交付 |
| 正 | 3 建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した<br>書面交付 |

6. 第2部 第3編 第6章 不動産登記 テキストP. 476

|      |   |
|------|---|
| 訂正箇所 | 所有者不明土地の「現代版太閤検地」上から5行目                   |
| 誤    | 所有者を把握するためには、 <u>不動産登記簿</u> 、旧不動産登記簿・・・・  |
| 正    | 所有者を把握するためには、 <u>不動産登記記録</u> 、旧不動産登記簿・・・・ |

7. 第2部 第4編 第2章 法令制限と重要事項説明のポイント テキストP. 507

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 訂正箇所 | 本文の上から10行目 9)については、                  |
| 誤    | 当該用途に供する部分が200㎡ <u>以下</u> の場合に建築可能   |
| 正    | 当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に <u>限り</u> 建築可能 |

8. 執筆者・監修者 第1部紛争事例編 執筆 テキスト最終ページ

|      |                        |
|------|------------------------|
| 訂正箇所 | 磯野 英徳 辯護士              |
| 誤    | 磯野・岩本法律事務所             |
| 正    | 磯野・岩本・ <u>住原</u> 法律事務所 |

以上